

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年7月12日(月) 午後1時30分

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 第6回特別委員会協議内容について
- 2 条例素案について
- 3 その他

出席委員

委員長	金子	勝寿	君	副委員長	中村	努	君
委員	塩原	政治	君	委員	小野	光明	君
委員	鈴木	明子	君	委員	丸山	寿子	君
委員	中野	長勲	君	委員	古厩	圭吾	君
委員	中原	輝明	君				

欠席委員

委員 中原 巳年男 君

議会事務局職員

事務局長	酒井	正文	君	事務局次長	成田	均	君
議事調査係長	中野	知栄	君				

午後1時30分 開会

委員長 開会にあたり、きょう中原副議長、所用により欠席の旨、御連絡ありましたので、事前に御報告申し上げます。それでは、第7回塩尻市議会基本条例特別委員会を開催いたします。議長よりごあいさつをお願いいたします。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) どうも皆さん、大変お忙しい中、御苦労さまです。まだまだだいぶかかりそうですが、ぜひまた皆さんの知恵を出して、何とかまとめる方向でものをやっていただきたいと、そんなふうに思います。お願いしましてあいさつとさせていただきます。きょうは御苦労さまです。

第6回特別委員会協議内容について

委員長 ありがとうございます。それではですね、まず、前回の第6回特別委員会の経過書、こちら資料1にありますが、A4の3枚ですね。こちらをお手元にお取りいただきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

議事調査係長 第6回特別委員会協議内容ということでまとめさせていただきました。検討事項及び内容ですけれども、前々回出されていた項目の中から委員長のほうで特にこの部分はということで、各委員さんのほうに意見を求めた項目のみを抜粋してございます。

(1) 各会派から提出された項目別内容について委員全員で確認をしました。

ア決算特別委員会の設置。チェック機能を強めるために設けるべき。審議のためには必要だが、今以上にできるか疑問がある。

イ合意形成。いろんな意見があるのは当然。合意ではなく、議会としての結論を出していく。議会としての結論は必要なのか。内容にもよる。少数意見が大切。議論は必要だが、意思統一が難しい。その必要はないのではないか。

ウ議決事件の拡大。マスタープラン、各種計画などは行政主導のまま執行される。計画については、議決事項に入れる。計画にないものが予算に出るのはおかしい。予算審議でも、今は一部に対し議論し、一事業の内容が気に入らなくても賛成しなくてはいけない。議員同士で議論して、議決までいかななくても良いが、結果として議会はこうだというものを行政へ出していく。

エ反問権。行政側が知っている事を聞いてくる場合、それに答えられるのか。理性をもって逆手に取られると反論できない。質の良い条例をつくと首を取られる。格調高い思いでやりたいが、今の時点でできるのか不安感がある。反問権の範囲を限定して明記する。

オ議会と市民の関係（市民向けの情報発信）について。委員会の審査も画像公開できると良い。予算や時間に限りなくできるなら良いが、傍聴に来ることを条件に会議をしている。市民も努力が必要。そこまではできないことがあると思う。市民要望など関心がある人が多ければ、必要なものにはお金をかけて良いと思う。議会からの提案。広報公聴の位置づけは大切である。

カ議会報告会。実施して継続的にしっかりやっていくことが大事。周知、会場の設置、細かいことは随時訂正していくが、とにかくやる。やっていることを知ってもらうため、浸透するまでやる。今までは双方にとって結果が得られなかったのが現実。報告することの必然性、本当に必要なのか、効果に疑問がある。思いと現実の差、格調高いが実行につながるのは大変ではないか。内容、範囲、興味を持ってもらえるのか、関心は高くない。効果出ないのではないかと。行政が行っても集まらない。方法、やり方、人集め十分検討が必要。

キ市民代表としての活動。市民代表の難しさ、選ばれたイコール代表の意識。簡単に定義できない。研修や自己の向上、努力は必要。だれに、何に責任を持つか。市民の声を届けるために努力する。すべてに万能とはいかない。地域の代表が全体の利益となるように努力する。

ク会派。法的に位置づけられていない。そこに公費が投入されている。法的根拠に団体ということは入れたほうが良いのではないかと。政務調査費の位置づけとして明記するなど、意識づけは必要なのは、個人は面倒。始末が悪い。記載がないほうが無難ではないかと。非のうちどころがないものをつくと、市民からの指摘、逆手にとられると対応できるのか。

2として、今後の進め方について。次回までに素案を作成し、条例に組み入れる項目を検討（仮決定）する。条例の主な内容（目的）について、論点を全員で確認し、本市議会において必要なことは何かをはっきりとさせていく。検討後の素案については、7月30日の議員全員協議会に提出をする。以上です。

条例素案について

委員長 ありがとうございます。一応、前回6回目の経過報告を事務局より報告していただきました。最後にありますように一応きょう、本日の委員会で素案をきょうお手元にございます、提示させていただいて、御了解をいただいて、30日の全協のほうに素案という形で全議員の皆さんに目を通していただき、御意見をいただいて、その意見をもとにまた委員会へ戻して、具体的な条例をつくるような方向で進めたいということまで、前回の委員会で確認をさせていただきました。

きょうは早速、御一任いただいた正副委員長で素案を。素案と申しまして、ちょっと若干時間の都合があって、てにをは等、乱れもありますが、作成してまいりました。それでですね、一つ一つ説明をしていきたいところですが、解説もございますので、目を通していただいて、その後で説明するような形のほうがいいのかなと思っております。

事前に少し、お読みいただく前に少しつけ加えさせていただきたいのは、前文のところ、最後のところが、一番最後、前文の、一方で議会、議員自ら提案していく、市民から頼られる議会であ、で終わっておりますが、この後実は続いておまして、ちょっと昼休みバタバタして消えてしまったのですが、あり続けるためにこの条例を制定する。です。もう一度、あ、の後、あり続けるためにこの条例を制定する。以上です。

それからですね、よろしいでしょうか、4ページ目の真ん中にちっちゃい数字で4と書いたページ数を振ってあるのですが真ん中に、4ページ目の第11条の上ですね。こちら反問権のことについて書かれていたのですが、(5)が2つあります。これ(5)反問権について、普通、いわゆる一般的な反問権と、市長に対して趣旨確認の範囲で質問ができる反問権の、一応2パターンつくってみました。パターンがあったほうがいいのかなというところで、2つあるのは違和感がありますが、一応そういう形で案としてお出ししましたので御承知ください。

そのほかについては、いろいろありますが、時間を取りますのでできるだけ解説をつけ加えましたので、これから20分ほど、20分もいらいますか、いらないか、15分くらいかな。少し目を通していただいて、15分後にこちらから御説明を行わせていただきながら、具体的に検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔素案を一読〕

委員長 じゃあ、できるだけ区切りのいいページのところを説明しながら、ここで気になったところをお話いただいて1ページずついくと結構時間がかかるんですが、説明の後、御意見をいただいて進めていくような形でお願いたします。

まず、前文に関しましては3回くらい前の委員会で一度、かなりかたい内容のものを出しましたが、今回もどうしてもかたくなってはしまいましたが、できるだけ平易に書いたつもりです。前文の中で一番強調したかったのは、一つは一番最初の上の行の右端側にある、議員同士の議論を通じて、論点の整理と市民に対してわかりやすい情報提供を行うといったところ。それから最後の行の、議員自ら提案していく、市民から頼られる議会であり続けるためにこの条例を制定する、といったところであります。前文について何かございますでしょうか。文章自体が前文らしくなくて大変恐縮なんです、練れていないということもあるんですが、もっとこういうことを言ってほしいなり、もしくはまあ削ったほうがいいでも結構です。何なりとあれば。

ほかの、ちなみに、基本条例の他の議会を見ますと、大体この倍から3倍程度の量があるケースが多いようです。

古厩圭吾委員 1点感じるとしたら、議会が議員だけでは当然成り立たないわけだね。その場合に、対極にある立場のことについての、議会としての立場なり、認識なり、方向性なりというものは、ここでうたうべきことじゃねえだ。議員がどうするかっていうことだけで議会の基本条例、というよりもむしろ、おら、執行機関と議会ということについての方向づけをうたったほうがいいんじゃないかと思うがね、前文だもんで。

鈴木明子委員 委員長も前文らしからぬっておっしゃったけれど、ちょっとそういう感じがします。今、古厩委員が言われたみたいなのも含めて、ちょっとこれ、議会の、議員の取り組み姿勢じゃないけど、そういうことについての文章に受け取れるっていうか、ちょっと何ていうか、もうちょっと、表現は悪いけど、上から目線みたいな感じで、もっとこう議会、議員がこの市民の暮らしを守るために活動していく、その前提として、いい活動をするためにこういう条例をつくるんだっていうような、そういうものが表現されていけばいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

委員長 ほかにありますか。古厩委員、先ほどのやつ、もう少し。古厩委員、よろしいですか。先ほどの、いわゆる執行機関との立場というものをここに明確にしたほうがいいのではないかということですか。

古厩圭吾委員 だって、議会が何のために存在するかって言わせ、要するに執行機関がものをしようという企画があって、それに対してこれでどうなのかなというふうに議会に諮られるってことですよ。基本的に少なくとも今までの流れはそうだね。そのときに、議員が一所懸命で私たちこうやります、こうやってやって自分の資質を高めまして、いくら言たって、相手がいる中で、どういうことをこの議会として基本的な対応をしていくのかっていうことを決めるための条例なんだから、その姿勢が見えなきゃ。これはお前ら未熟だでおれたち一所懸命でやるよってことだけ言ときゃいいだかといっていう話を言われかねないんじゃないか。おれはそういうふうに、これ見ると思っちゃう。だから、この条例の難しさっていうのは、単に構成していると思われる議員だけで議会が成り立つわけじゃねえと思うんだね、おれ実際に。やるべきことは市の行政が何をやるかってことに対する、いろんな市民の意見をこの場で反映して、みんなの見えるところで検討していくという、それで方向づけをするということなんだから。その部分の原則が基本的にはどっかになきゃおかしいんじゃないか、前文だ。

鈴木明子委員 その今言われたところをね、例えば具体的な例で言うと、この松本市のやつの前文のところの、二元代表制は、市議会と市長が共に市民の信託を受けて対等の関係のもとに、相互の牽制と抑制を図りながら一定の均衡を保って、市民の福祉の増進と市政の何とかと書いてあるじゃん。そういうようなことを性格づけというか、で表現したらいいんじゃないかなというふうに思いますが。

中野長勲委員 前文っていうことについてね、前文で言ったことをまた、後から出てくる目的、使命、役割、そこでダブるっていうようなことになる可能性もあるんじゃないかなと思うもんで、前文はなるべく、何ていうか、しんまでいかなんでね、市民にわかりやすい基本条例というものができたということだけでいいんじゃないか、私は思います。後から出てくる目的だとか役割、使命というものの中で、総則になるわけかい、第1章。そこからカバーされるじゃねえかなと思うが。

委員長 といった御意見がございますが、小野委員いかがです。

小野光明委員 前文ですね。1点、言葉の使い方、後段も出てくるんですけど、3行目の議会と市民の距離を常に縮めるってこれ、常についてという言葉は、議会において必要ないんじゃないかな。この2章の、常に広報活動するって、何か今までしてねえんじゃないかなと思う。こういう言葉は。

委員長 はい、丸山委員、何か。

丸山寿子委員 そうですね、前文なんで、もう少し簡潔にしてもいい部分かもしれないかなとも思います。割と丁寧に書いてあるんだけど、まあ要約すればこういうことってというような感じで、具体的にここには書かれていますけれども、具体的な部分はやっぱり内容のほうに現れてくると思うので、大切な部分っていうか、ポイントっていうか、そんなものが前文に書かれているので、いいのかなというふうに思います。

委員長 中原委員、何か。

中原輝明委員 何もございません。

委員長 ございませんか。議長、よろしかったら。

塩原政治委員 そうすると、この1とダブるかもしれないけど、古厩委員が言ったように、やはり目的というか、前文としては、市長があってそれに対応して議会があるっていうふうにいけば、二元代表制であることをしっかりうたって、それを目的でうたう部分がダブってもいいんじゃないかなと思うんですけど。

委員長 ありがとうございます。前文、最初に、以前お示ししたのがかたいというお話だったので、できるだけ短くして簡素に心をかけていたんですが、ちょっと逆に、肝心なところが少々抜けてしまったのかなという御指摘もおっしゃるとおりで、目的のところは二元代表制の下、というふうに書かれてはいるんですが、前文で二元代表制というか、市長との関係ですね。それを繰り返しになるかもしれませんが、組み込むような形を少し考えてみたいと思います。ちょっとここで文言については、ここでは扱っている時間がないので次へ進みたいと思いますが、副委員長、何か、前文で。よろしいですかね。

それで、ちょっと次に進む前に、これ30日の前に委員会開けないですよ、もう。日程が多分いっぱい、開けませんよね。ちょっと調べてもらう間に次へ進みたいと思います。

総則については、解説に3点ございますが、目的は前文と同様にいろいろ書けるんですが、まあちょっとシンプルにしてみました。また、ここで他の基本条例とちょっと違う部分として、使命、2条ですね、使命についてここで一応書きました。その理由としては、議員必携に、以前の委員会でも申し上げましたが、1つは最良の意思決定ということと、いわゆる監視の部分ですね、批判し監視することという部分については、議員必携から引用させていただいて、ここに記載しました。それから役割というところですが3条、ここもごく当たり前のことを書いてあるんですが、ちょっと条文の途中、議会は市民の声を市政に反映するとともに、市民の知らないことを市民に伝え、議会で議論と研究を行い、地域の将来を導く役割を担うと。若干今までにあまりない発想なんですけど、議会が議論などをとおして将来的な自治体のあり方について、何らかの形で導ければいいなと、少し未来志向的なところで終わらせていただきましたが、総則について何かございますでしょうか。字句、文言、点の打つところでも結構です。

鈴木明子委員 役割のところ、議会で、ってしてあるけれど、議会としてのほうがよいのではないかと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。として。ほかにいかがでしょう。

中野長勲委員 これ、使命のところね、最後の行政を批判するっていう言葉は適切なもんかね。これ、必携には書いてあるのですか。

委員長 この文章、使命の2行目以降、いわゆる予算の執行が適法・適正に、以下から、監視すること、までは、議員必携にこのような、ほぼこれと同様の形で記載されておりますが、それが正しいかどうかはまた別の考え方がありますので、ぜひこの辺、御意見あれば。

中野長勲委員 批判をするということは、あんまりいい言葉じゃないわねえ。

塩原政治委員 ただ、専門家によると共産系が多いもんで、大体批判って書いてあります。

鈴木明子委員 済みません、委員長。これ、文章的に、批判でもいいんだけど、文章的に流れとして、批判っていうのには、何々を批判するっていう文になるんだけど、民主的になされているかどうかを判断するとかね、見るとかっていうならわかるけど、批判する、してないことを批判するっていうのはあるけど、これは文章として、これちょっといかがなものかと。

委員長 全く御指摘のとおりです。そのようなおいがいたしますので、分析はちょっと私で言えないんですが、そうですね、判断し、という提案がございましたが、どうでしょう、みなさん。判断のほうが。

丸山寿子委員 判断なら批判も入るし、良いのでは。

委員長 じゃあ、判断し監視すること、というふうに改めたいと思います。総則は何かほかに気になったところというのはありますか。

古厩圭吾委員 1点、こう、苦になるっていうか、まあ現実はそのいうことを含んでいるかとも思うんだけど、その役割の中で、市民の知らないことを市民に伝えていうね、こういう表現の仕方は、まあ現実には現実だろうが、何とも言えない難しさを。

鈴木明子委員 もうちょっと前向きのほうがいいんじゃない。知らせるべきことを知らせるっていうか。

丸山寿子委員 知るべきことをというか。

古厩圭吾委員 これ、この表現はちょっと何か、おれは抵抗感があるよ。

委員長 ぜひ、センスのいいところで、このかわる言葉をいただければと思いますが。議員だからこそ持っている情報をイメージしてここでは書いたんですね、やっぱり。そうであれば、どういう。

丸山寿子委員 知らせるべき内容でもいいし。必要な内容と。

古厩圭吾委員 おれは、むしろね、執行機関が持つてると、情報を。ところが議員を含め、市民は全然わかっていないと、知らなんているんだよと。だから、そういうことをある面ではいつも明らかにしていくための責務っていうのはあると思うよ、おれは、議会にね。だから、議員だって知っているわけじゃないわけだ、市民が知らないだけじゃないよ、実際の話から言やあね。だから、そのこの部分のことをもうちょっと違う表現できないかなあ。だで、いわゆる執行する立場はさ、ある面ではかなりの情報を持っているだよ。だけど、何でそれをしようとしているのかってことについてだって、かなりのものを持っているからそういうことができ、それなりにある種の自負心をもってやっているとと思うだよ。ただし、見るほうにしてみりゃね、そんなに何でっていうことだっていっぱいあるわけだよ。じゃあそういうことは丁寧に説明していただかなきゃいけないだろうし、そんだけの金をかけてやらなきゃいけない理由がどうしてあるだっというようなことについてもね、やっぱりそこはただしていくべき必要性っていうのは、おれはあると思っている。だから、もう少しその、単に市民が知るか

知らねかだけじゃねえことがいっぱい、おれはあるような気がしてるだがね。

委員長 その執行部に対して、議会が情報を引き出すという言い方が正しいかどうか分からないんですけど。

古厩圭吾委員 まあ、その辺はまたちょっと何とも言えんがせ。

鈴木明子委員 引き出すってということだと思っただよ。引き出すのが私たちの求められている役割だと思います。市民にとって必要な情報を。

丸山寿子委員 私、情報を共有し、とかってという言葉がいいと思いますが。

鈴木明子委員 執行部が小出しにしてるとか、隠しているようなものを出させるっていう、そのところを、市民に必要な情報。

委員長 を、執行部から引き出し。

副委員長 ちょっとかたいですけど、市民の知る権利にこたえるよう、とかそのくらいでいいんじゃないですかね。

鈴木明子委員 十分な情報提供を求めるとか、そういうような、求めていくとか。

委員長 市民の知る権利にこたえるよう、十分な、ちょっとその後もう一度。

鈴木明子委員 情報の提供を求める。

丸山寿子委員 求めるってことはあれですよ、求めたけど来ないのはしょうがない。求めることなんですよ。

鈴木明子委員 そうです、つながりがあるで、直してもらって。

委員長 を行政側に求め、とかそういった感じですね。ちょっとじゃあ、通して読んでみますか。第3条、議会は市民の声を市政に反映するとともに、市民の知る権利にこたえるよう十分な情報の提供を行政側に求める。

鈴木明子委員 求め、か。

委員長 求め、議会として議論と研究を行い、地域の将来を導く役割を担う。

塩原政治委員 今のお話はそれでいいんですけども、これ議会として議論と研究ってことで、これ、並べられるものですか。

中原輝明委員 これあれ、端から全部、こういうふう順にやってくだ。

委員長 いやいや、たまたま、とまったんです、ここで、ここから先は、

中原輝明委員 こんなことやってりゃあ終わらないに。これはある程度整理したやつらと思うけどさ、これ全部やってきゃあこれ、らちあかんぞ、こんなもの。1時半くらいまでやったけど、まあそれを聞いてえわけだけどな。

鈴木明子委員 こんなような要素を入れてつくってください。

丸山寿子委員 つくったら示してください。

委員長 そうは言っても総則だけはちょっとやらしてください、ここ。前文と総則だけは。活動原則とかこの辺は、まあこの辺って言うっちゃあいけません、この辺はまあ、ある程度。議論と研究はちょっとじゃあ並び立てないってことで、議論を行いとかですかね。議論を行い、地域の将来を導く役割を担う。

中原輝明委員 それだけど将来のこの地域の、導くって言葉がいいかいけねか。導くって言うとなんを導くか。

鈴木明子委員 ちょっと上から目線だね。

中原輝明委員 こんなこと言ってりゃ、全然おかしくなっちゃっていけねがさあ。そうは言ったって、導く、何を導く。導くってことは前段に何かなきゃ導けねえだ。

委員長 なぜこういう表現をしたかと言うと。

中原輝明委員 責めるじゃねえけどさ。

委員長 理由は一つあって、その議会の機能っていうのをさんざんイギリスから研究されてきた中で、やっぱり教育していくっていう部分、情報を提供しつつ議論を議会がして、それによって市民に対して、まあ教育っていう言葉は上から目線なんですけど、でもそういうきちんとした機能があるというふうに政治学の世界ではきちんと定義されています。そういう中のをちょっとまあここに、私の個人的な思いとして入れてあるから、導くという言葉になりましたが、単に言われたことを単に反映して議論してとかじゃなくて。

丸山寿子委員 議員のほうが先に情報を得ているとして。

鈴木明子委員 市民とともに築くとか、築いていくとか、そういうふうなふうに書いたほうがいいんじゃないですか。

中野長勲委員 まあ簡単に言やあせ、将来のためにせ、将来のために、その後、将来のための役割を担うとか。

委員長 将来のための。

丸山寿子委員 ただ、1条は違うね。目的の1条にも寄与することが市の発展とあるから、違うようですね。

中野長勲委員 これはもう役割だでね。役割だからさ。

副委員長 地域の将来を築く。

古厩圭吾委員 何かの先生に監修してもらってせ。

鈴木明子委員 市民とともに地域の将来を築く役割を果たす。

委員長 役割を果たす。地域の将来を築く役割を果たす。

中野長勲委員 担うでいいじゃん。担うで。果たすなんて言やあえらいことだぜ、やりきらなきゃいいけんわ。

丸山寿子委員 担うなら担っている、でね。

委員長 役割を担った。

古厩圭吾委員 一方を担ぎゃいいくらいにしておいてもらわなきゃ、そっくり担がされちゃうね。これ。

塩原政治委員 学者が使うにはいいけど、議会で使うのはちょっとね。

委員長 そうですね。まあちょっと提案をしてみましたけど、ありがとうございます。いいところにおさまったんではないかと思えます。はい、じゃあ総則はそんなような形で進めたいと思えます。

じゃあそれ以降は少しスピードアップしながらいきたいと思いますが。議会・議員の活動原則の中の議会の活動原則ということで、4項目あげました。先ほど小野委員から、常に、というところをちょっと、(4)のところですね、常に広報活動の充実に努めなければならないというのは、現状に対して、現状があまりいまいちではないかという指摘になるのではという御指摘で、常にははずしたほうがいいといった意見がありましたが、ここに關しては何かありますか。

〔「常にはないほうがいい」の声あり〕

委員長 そうですね、ちょっとくどいですが、はい、わかりました。ほかに全般でありますかね。活動原則。まあ当たり前のことなんですけど、つけ加えたらいいこととか、もしくは削ったほうがいいこととか。

丸山寿子委員 上の部分ですよね。

委員長 そうです、上、第4条ですね。第4条の1、2、3、4です。若干語尾が整ってありませんが、それは議会を縛ってはいけないということで、しなければならないと、努めることを、若干使い分けをしましたので、これは直したいと思います。よろしいですか。

鈴木明子委員 この間の意見で、違いが出たところの処理がどういうふうになっているか。

委員長 違いが出たところまでいかないと思うので、次、いいですか、議員の活動原則のほう、進めさせていただきたいのですが、これは上が議会に対して、こちらは議員ですが、(1)(2)(3)(4)とございます。これ、(1)はですね、会派の意見の前進さんの意見をほぼそのまま、それから(2)(3)(4)は、会派の共産党さんから出たほうの意見をできる限り原則に入れたつもりです。特に(3)のところですね、議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討論を尊重すると。意見がわかれたところとしては、(1)ちょっと戻りますが、代理・代弁者というところの考え方、これはちょっと答えが出せないで、こういう前進さんの言葉をそのままもってきましたが、この辺。

丸山寿子委員 (1)で、代弁者は、の後の、でなくってというふうにすると、否定のような感じなので、のみならずとか、としてだけでなくとか、何か、そのことも含めながらそれだけでなくってという言葉をつなげたらどうかと思います。

古厩圭吾委員 ちょっといい。おれ、こういうことの難しさで1個あるのは、だれでもそうだが、例えば、居住環境にかかわることなんか自分の住んでるところに一番やっぱし感じるころはあると思うだよ。そこからスタートしなったら、ものなんか言えないと思うだよ。説得力はねえだろうしね。で、そういう面で、あなたの意見は自分の地域なり、あるいは自分の組織なりを代弁してるに過ぎねえじゃんみたいな言い方をしちゃうと、ことは進まなくなっちゃうわけせね。だで、そんな考えを議会が取り上げることじゃねえみたいなことを正論として言われちゃうと、こういうふうにならなくてあった場合に、話が進まなくなっちゃう可能性もねえじゃねえだよ、これ、結構始末に悪いわね。例えば、それは自分の特定な利益代弁だけじゃいけねえってことはよくわかるだよ。わかるけども、逆に言うとそこからまずスタートしてる現実是否定できねえと思うだよ、だれでも。だで、大きい組織に属している人は、その組織にまずスタートした発言の原点にあるだよ。そういうのは感じるわけだ、本当の話。例えば、大きい労働組合だか出身の人は、それを前提に、それを何の間違ひもないという前提でものを言われるせ。労働組合のないところにいる人にしてみりゃね、全く違った発想もあり得るわけだよ。そういう時に、自分のそういうことについての意見ってのは、特定の考えに過ぎないよみたいな目で見たり、あるいは、例えば答える場合、相手がそういう意見でね、あんたの言ってることなんか単なる自分の利益誘導だけじゃねえかみたいな言い方をしちゃう、あるいはされちゃう根拠になるとしたら、この表現も難しさは持ってると思うよ、おれ。これもっとものように見えるけども、だけど、実際には結構これ、そういうことがあって初めて、ことが具体的な話が出せると思うだよ。だから、そういうことを否定しちゃって、もし言うならそんな立派な、ただ単に公式論的な話だけをやってりゃあ、答えなんか出す前にもう何か決まっちゃっているような話になっちゃうってせ。だれが考えたっていいことをだれに文句言うだいて話になりかねないだよ。だけど、一般の人にしてみれば、そうは言ったっておれんちの住んでるとこじゃ、この程度の現実つきりねえんじゃねえかと、そんな時にこんなところまでの高級な話がなんで通用するだいまみたいな意見を出した時に、お前自分の利益代弁してる

だけじゃなかったというような発想でものが進んじゃうと、話としては非常に始末が悪いような気がしちゃうだ。

鈴木明子委員 そこにあんまり詳しく書かなくて、市民の代表機関としてとかってというような、例えば。

委員長 どちらの。

鈴木明子委員 今の、今の古厩委員の。

委員長 (1)のほうですね。

鈴木明子委員 ええ、そう。だから、特定の何とあって、こうやって細かく規定しないで、議会ってというのは市民の代表機関として、ってというような意味で、そういうふうに書いたらどうかなと思います。

塩原政治委員 そうすると(2)番だけでいいね。

委員長 (2)番で(1)は削除してもいいですね。ひょっとしたら。

塩原政治委員 削減。

委員長 いいですか、皆さん。どうでしょう。もう一押し声をいただくと、思い切りできるんですが。

塩原政治委員 さっきから話が出ている(1)番は削除してもいいんじゃないかな。(2)番で同じようなことを言っているんだから、と思います。

委員長 はい。では、削除でよろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

中野長勲委員 議員の活動原則はそういうぐあいで、(1)番削除。

中原輝明委員 そっくり削除。

委員長 そっくり。じゃあ、活動原則はよろしいですかね。

古厩圭吾委員 こういうことを言う場合に、議会ってのと議員ってのはどっちを優先していくものか。例えば1、2、3、といく場合にさ、議会の話を先にするか、議員の話を先にするか、それある種の統一感をもってたほうがよかねえ。いろんなこと、項目でこうあげていく場合に。両方うたう、これは。

委員長 そうですね、両方ですが、順番、形ですよ、議会基本条例ですから、基本的には議会としてどうあるか、で、その中の議員個々がどうあるべきかという順番で、私はこれに。

古厩圭吾委員 そうすると、これ、(1)のほうを、議会がっていうのを(3)が(1)にくるほうがいいんじゃないって感覚さ。簡単で。

塩原政治委員 これ、これからやってく段階でほかにも出てくると思うけれど、要するに、議会をまず上にもって行って、その下に議員っていう番号をふりあてたほうがいいと思います。

古厩圭吾委員 うん、そのほうがおれはいいと思うだよ。こういう統一するとしたら。

塩原政治委員 それをこっちへもってきて、(3)を(1)番にする。

古厩圭吾委員 議員のことをうたうのは、議会のことも一緒にうたうなら、議会のことを先にうたって、そのあとで議員のことをうたうっていうなら、そういうふうに統一感をもったほうがよかねえ。真ん中へ挟んじゃうとそのたんびあっちへふったり、こっちふらなきゃいけんで。

丸山寿子委員 (1)(2)が生きて、(3)が下にきてってということですか。で、(4)が(3)になる。

委員長 (3)が(1)になる。(3)議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討論を尊重する、が(1)ですね。で、(2)は(2)。

塩原政治委員 これ、議員は、って入れなきやいけないだ。

委員長 あ、いらぬですね。議員は、次の各号に掲げる原則に基づき。あつたほうがわかるかな。

古厩圭吾委員 だから、(2)番に議員ってのを入れろってことずら。

委員長 そうですね。

塩原政治委員 すると、その上の第4条も。

丸山寿子委員 そうなんですよ。だもんで(3)のこれは、言い回しとか。

委員長 (3)も。

丸山寿子委員 例えば、議会は議員同志の自由活発な議論を尊重しとか何か。尊重かどうかわからないですけど。そこまでそろえる必要はないか。それ言い出したら、全部悪いって。つけなきやいけなくなっちゃう。

委員長 一応、主語がなくなっちゃったという。

古厩圭吾委員 混乱する場合にはそれぞれの主語ははっきりさせなきやいけないな、そりゃ。議会と議員。

中原輝明委員 このままこうやっていたじゃ、本当に夜も日も明けなくなっちゃうでさ、それで、やっぱりこの一つの素案をつくったら、原案をちょっと事務局とその文章専門の連中がいるもんで、そこらんとこの表現ってのは相談したらどう。相談したってどうってことはねえわ。この内容はこうだけでも、この順序はどうだかって。おれはそのほうがいいと思うがな。おれたちだけでつくることは結構だがさ。

丸山寿子委員 でも、ここで意見を出すことによって。

中原輝明委員 それは、意見はここで聞いといてさ。

丸山寿子委員 気持ちがやっぱりどういうことが確認はできますね。

委員長 中原委員のおっしゃるとおり、ちょっと、若干時間がかかりすぎる、このままやってくと。それは御指摘のとおり、てにをはの話で申しわけありません。

中原輝明委員 それと、ちょっと1つね。(2)の市民の代表としての活動、市民全体の代表者としての、この市民の代表っていうのは一つだで、中まで全部浸透してると思うだよ、2つ入れなんでも。

委員長 市民全体と。

中原輝明委員 おれはね。同じこと、市民の代表というと、すべてが包含されていると思うがな。

委員長 として活動し、政治倫理に基づき、ですね。

中原輝明委員 そんなような気がするけどな。そんなつなげなんで。

委員長 はい、じゃあ活動の原則はちょっとまた細かいところは直すとして、よろしいですか。はい。

じゃあちょっと、3章までやって休憩をとりたいと思います。市民と議会の関係です。ここは、委員会でいただいた意見を少し、6条の2項ですね。失礼しました、6条の1項に広く市民の声を聞き、情報を得るとともに、個々の議員の特色を活かして全員の持てる力を発揮していく、という文言をつけ加えましたが、あと、6条の2項、3項、まあ2項については交流事業の件を今後積極的に行っていくこと、で、6条の3項、議会は請願および陳情についても提案者の意向に応じて、委員会等で説明を受ける機会を確保するように努める、といった形の文章にしてあります。

鈴木明子委員 6条の1項になるのかな、全員の持てる力っていうのを、全員っていうのを、それぞれのとか、おのおのとか、そういうふうにしたほうがいいのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 うん、そのほうが文章としていいかと思います。はい、ありがとうございます。

塩原政治委員 2の、より多くの市民の、の、のはいるんだよね。

委員長 より多くの市民、あ、のですね、はい、のを入れてください。

中野長勲委員 解説の中でね、農業委員会や商工会議所ってあるけれど、これはあの、洗馬、塩尻の2つのJA、これからのやっぱり交流事業っていうものは、JAが主体になるじゃないかなと思うんだよね。この前から言っているんだけど、JAってものが全然眼中にないような感じできている気がするもんで、もし解説の中で入れられたら、2つのJAも入れたほうがいいじゃないかなと思うよ。

委員長 はい、わかりました。入れるようにしたいと思います。

副委員長 6条の3、請願・陳情について、提案者の意向に応じてってということは、提出者が説明したいって言えば、という意味ですか。

委員長 そういう意味です。申請者の意向というふうにも読んでもらったほうがいいかもしれない、ちょっと言葉の書き方が。申請した方が、そこへ行って説明したいと、発言をしたいというふうになったら、まあ必要に応じてですけどね。

副委員長 今やってるね。

委員長 はい、今やっています。この間も市民の方が来ていただいて、委員会で説明しましたので。委員会から要請をすることも同様です。

古厩圭吾委員 それは、どこかにうたってあるわけ。

委員長 ここは、自治法のほうで。

古厩圭吾委員 当然だと。

委員長 当然に書いてあるんで。申請者のほうの権利を確保したということで。自治法では、委員会が言えば来ざるを得ませんが、逆に陳情を申請した方が話したいって言ったときの確保の部分が条例に書かれていないので、ここではこういうふうにうたいました。

古厩圭吾委員 7条の4項のね、傍聴ができない障害のある市民の。これ、最大限の配慮っていう表現っていうのはさ、結構難しさを伴っているんじゃないかねえ。最大限っていうのは、今後ある面ではそういういろんな技術は発展していくだろうしさ、間に合わない可能性だって十分あるだろうし、お前ら決めといてやってねえじゃねえかみたいな話になりかねないんだけど、こういう表現の仕方じゃなくても、もうちょっとそうことも含んで表現できるんじゃないかねえかと思うんだけどせ。で、聴覚障害っていう具体例を何とかなるみたいな表現の仕方しないで、何かちょっと考えたほうがいいと思うよ、おれは。で、そういう議会傍聴が不可能なことがないように努めるものとするみたいな感じのほうがよかねえ。全部最大限の配慮をするなんて言やあ、これ最大限じゃねえじゃんて言われりゃどうしようもないぜ。だし、それだけ最大限にやりやあ、ほかのところだって最大限にしてくりやって言われかねえもんだって出てきちゃう。だから、なるべくそういう機会が奪われることがないように配慮しなければならぬとさあ、そういう表現にしといたほうがよかねえ。

塩原政治委員 そうだな。

委員長 議会は、できる限り傍聴が可能になるよう努力するとか。

古厩圭吾委員 うん、努力するものとするとか、そういうことでいいと思う。そういう表現のほうがよかねえ。

こういうのはあまり具体的にそう言っちゃうと、結構難しいわ。

丸山寿子委員 あと、済みません、いいですか。具体的に聴覚障害などってあるんですけど、この障害のことだけ名前を入れるかどうか。今のは、ここも入ってるってことですか。

古厩圭吾委員 だから、そういうことをそっくり加味しちゃってさ。議会傍聴が困難なことにならないように配慮をすると、そういう表現にしておく。

鈴木明子委員 あらゆる種類ね。

中原輝明委員 そんなの障害者に対してわかるわ。

古厩圭吾委員 そういうふうにしたほうがいいと思うよ、具体的にあんまり言っちゃうとさ、おらほのはそいっやいねえがどういうわけだなんて言われりゃ。

丸山寿子委員 ただ、具体的にすごくできていることではあるんですけどね。

古厩圭吾委員 うん、やってる部分も結構あるもんでね。

委員長 丸山委員のおっしゃったようなところもちょっと意識を置いて、結構私、提案はしたんですけど、そうですね。

中原輝明委員 障害者ってそれだけにする必要ない、全部。

丸山寿子委員 手話通訳とかが入るっていう、ほかにはない秀でたところはあるんですが。

中原輝明委員 固有名詞を出すってことは、よくねえ。

委員長 ちょっとね。そうですね。傍聴に支障をきたす、というような。

鈴木明子委員 というかさ、あらゆる市民の、とやればいいんじゃないの。

古厩圭吾委員 あらゆる市民が傍聴できるように努めるものとするとかさ、そういう。

塩原政治委員 そのほうがわかりやすい。

委員長 あらゆる市民というのが。

鈴木明子委員 あらゆるっていうのが抵抗があるわけで。広く市民が傍聴できるようにする。

丸山寿子委員 市のほうのノーマライゼーションでいけば、障害があるなしにかかわらずっていう表現がしますよね。それは高齢者も入ったり、妊娠中の人も入ったり、子供もいたりとか、まあ確かに託児もやっていただいているよね、支援センターでは。

委員長 はい、済みません。で、4の今お話になっているんですが、1個上の3項なんですけど、議会は、市民の傍聴意欲と関心を高めるために、一般質問を初めとする議会日程の積極的な広報とともに、で、この後ちょっと、議案関係資料の閲覧や傍聴者へ資料の提供など、積極的な情報公開に努めなければならない、ということで、現在行われています、実際傍聴へ来たら、資料。で、インターネットとかです、資料が読めたらいいなというところで、事務局等で、正副で打ち合わせた時に、インターネットで資料を公開できるといったようなこと。国会で法案がPDFで載ってたりしますが、あれと同じようなイメージをしましたが、どうですかね。こんなの必要ある、ないも含めて、少し御意見いただいて次へ進みたいと思いますが。今のところインターネットでまで議案見るような人なんかいないと言えばそこまでです、あつたら便利かなとも思うんですが。PDFで。これからはまあ当たり前くらいの雰囲気になってくるのかなと思いますが。

鈴木明子委員 追加していてもいいで、いいんじゃない。まだ。

委員長 文章の中には載ってきませんが、一応そういうこともあったということで少しお話をして。

あとじゃあ、次8条のほうへ移りたいと思います。議会広報の充実。8条、議会は市政にかかる重要な情報を議会独自の視点から常に市民に対して周知するよう務める、つとめるが違いますねこれは、努力の努。それから、2項、3項、まあ2項については、議決の決定のみならず審議過程についても情報技術やマスメディア等を活用し、情報発信について積極的に創意工夫を行うことということで、これ、古厩委員が委員会の中で出していたような、いわゆる委員会審議をインターネットで中継したりという、できるだけその過程を市民に見せないと、後で結果だけ伝えてもなかなか納得していただけないということがあるので、こういう文言というか、条文にしました。それから3項は現状のとおり、議会だよりは広報委員会によって自ら編集し、市民にとってよみやすいわかりやすさを基本に発行されなければならない。それですが、ここはいいですかね。

古厩圭吾委員 かつてマスコミが来てたじゃん、どうして来なくなった。

委員長 いや、一応連絡はしてあります。

古厩圭吾委員 いやいや、ほいだでさ、連絡はわかるだよ。してあるとは思うけどもさ。前に来るなみたいな雰囲気を感じたのかね。このところ、だけどもう来ねえじゃん。

丸山寿子委員 いや、でも前回と今回来なかっただけですよ。それまで来てました。

古厩圭吾委員 まあ別に來てるでいいとか悪いとかいうわけじゃねえけども、ただ問題はね、こういう経過が見えねえと、結果的には勝手にそうは言っても決めてるじゃねえかって言われかねないと思うけれども。

丸山寿子委員 決まりかけてくると来る。

鈴木明子委員 大体方向が見えてきて、そこから来る。

古厩圭吾委員 よく解釈すりゃあそういうことだがね。

中原輝明委員 悪く解釈すりゃあ価値がねえだ。ほかの衆からは価値がねえだ。いや、はっきり言やあそういうことだよ。だで、関心がねえってことだ。まあ、そんなことは言ったっていけねえ。

委員長 次回の全協の時には必ず来ると思います。

丸山寿子委員 細かい漢字にしたらっていうようなのは、個人的に言ってもいいわけですか。

委員長 できるだけ進めていいですかね。

中原輝明委員 それだで、字のことはそれもあると思う、あるけどさ、それはそのままにして後でやりましょ。

委員長 それでは、9条は一応条例の一つのメインディッシュというか、議会報告会についてですが、議会は、市民に対する議会報告会を全議員が参画し、少なくとも年1回開催し、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取し議会としての政策提案と行政への監視に役立てることとする。2項で、議会報告会の開催方法については別に定める、ということです。いろいろ御意見をいただきましたが、案としてはこういう短い開催の方向でということで、で細かいことは、また議運なり別で決めていくという方向になりました。解説には、ここに書かれているとおりです。この趣旨・目的としては、報告会は、一つは議決の結果を伝えていくことと、それと市民からの意見をもろろ聴取するということと、議員が個々、いわゆる後援会とかです、特定の市民だけではない、普段自らがなかなか聞くことができない意見等を聞くと、いったことで説明の文章にさせていただいてありますが、御意見いかがでしょうか。特にいいですかね。一応こういう形で条文の案が載せるということで、はい、ちょっと少し休憩をとりたいと思いますが、10分ほど休憩します。

午後2時48分 休憩

午後2時57分 再開

委員長 じゃあ、先、日程を決めていいですかね、そのほうがいいと思うんで。先ほど事務局にお聞きさせていただきましたが、きょう、いろいろ御意見いただいて、本当は30日にそのままいければ良かったんですが、一応確認の時間をいただきたいと思いますので、23日の午後4時ぐらい。

事務局次長 午後4時なら十分です。

委員長 じゃあ午後4時。

中原輝明委員 全体で何かあったわけかい。

事務局次長 午後1時半から経済建設委員会の協議会がありまして、それで午後3時から一応選挙管理委員、地区の代表者会議をやって、その後30分ぐらいといえば午後3時半からですけど、前の経済建設の協議会もちょっと時間がはっきりしないもので、午後4時なら確実にもう終わっておりますので。

委員長 じゃあ午後4時からということで、ちょっと中野委員は御都合が悪い。

中野長勲委員 まだ詰めてないで。

委員長 詰めてないですか。一応、もし、できるだけ。じゃあ、23日はそんな形で午後4時からよろしくお願いいいたします。

じゃあ4章から引き続きよろしくお願いいいたします。じゃあ少しスピードをあげてまいりたいと思いますので、ポイントだけ私のほうで述べますんで、あと皆さんにこの点というふうにお伝えください。10条に関しては、まず4章市長等と議会及び議員の関係ということで、この中では10条二元代表制のことについて述べてあります。でですね、10条の2項(1)ですね、ここのところに市長等の本会議または委員会への出席は、議長の要請によるものとし、あと、それ以外の者は出席できないというふうに出たのは、市でも社協とか公社の職員が出向という形で出席してるんですが、実際には議会の審議に、いわゆる第三者、外部者が来て、参考人と呼んでもいないのにもかかわらず来るのは若干問題があるという指摘で、条文にこういうふうに出しました。次、ポイントだけ説明して後でまたいろいろ質問してください。それから(3)ですね、ここはちょっと新しい論点なんですが、研究委員会等でも意見があったので一応入れました。というのは、(3)を読み上げます。めくった4ページが一番上ですね。議会は、閉会中について議長の、あ、失礼しました。議員は、閉会中について議長の確認を経て市長に対して文書質問をおこなうことができる。この場合、市長等に文書による回答を求めるものとする。ということで、ほかの議会等では実際にある制度ですので、一応入れて、また御意見いただきたいと思います。それから(4)は以前から言われてきたいわゆる市の審議会等に議員を派遣しないといったこと。それから(5)、これが一番の条例の中でポイントになる反問権について記載しております。(5)のほうはそのままのいわゆる反問権。本当に一般質問や代表質問で市長がその道理、それはどういう意味だとか、どういう根拠だというふうにすぐ反問できること。(5)のは趣旨確認に限って、現在議会でも行われているようなこと、これを条文としてはこういう形に提案しました。というわけです。

それからもう少し下までいきますか。

副委員長 4章を全部。

委員長 ちょっと4章を全部やってしまいます。第11条、これは、議会は市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次の事項について明らかにするよう求めるものとする。ということで具体的に7項目を掲げています。これ、ほかの基本条例がこういう形を取っているもので、ほぼ、ほとんどそのまま持ってきましたので、詳しい説明はちょっとこれを読んでいただいております。

中野長勲委員 4番を説明してよ。(4)

委員長 (4)ですね、総合計画および各種計画、失礼、よはいりませんね。の整合性。

中野長勲委員 よはいらんのだね。

委員長 済みません、合の手が入ったところで、よろしいですか。失礼しました。

それから5ページ。ちょっとこれは5ページの一番上ですね。議決事件の拡大・法第96条第2項の議決事項、と言ってもちょっとすぐわからないのですが。

中原輝明委員 さっとやりましょう。

委員長 一つだけちょっと、そうは言ってもこれだけ説明させてください。資料の2-1ですね、これです。お手元にあるんですが、ありますか。

ここに地方自治法の抜粋をしてあります。第2条の二重丸、私、これ先につけたのですが、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。という形で、これは基本構想を定めて、議決を経てということで、基本構想は自治体の議決事項であります。この条文はなぜこういうふうにしたかということ、済みません、基本構想に基づく総合計画ですね。総合計画は自治法では議決事項になっておりません。したがって御存じのとおり、議長と副議長等が、総合計画の審議会のほうへ委員として参加して、議会の意見を反映するような形で今までは総合計画が決定されてきましたが、自治法の2ページ目の、1ページに第2節の権限ということで続きですが、ここを二重丸してあります。自治法が改正されて、ちょっといつ改正したか詳しくは忘れてしまいましたが、前項に定めるものを除くほか、というのはいろいろ議会の権限で議決権ということ、予算とか議案、審議です。除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。というこれが、いわゆる96条の第2項というものです。これに従って総合計画について、ちょっと大きな元の素案のほうに戻っていただきたいのですが、この96条の第2項に基づいて、基本構想に定められた総合計画を議決すべきものに定めることができる。というふうで、単純に申し上げますと総合計画も議決事項にして、議会として責任を持っていくような形で条文にさせていただきます。以上、4章は雑ぱくですが説明をここまでにしたいと思っております。はい、議長どうぞ。

塩原政治委員 2点ほどね、今の10条の(1)それ以外の者は出席することができないと。この部分は、文言はいるのか。議長の要請によるものとするでいいんじゃないか。それともう1点、本会議における代表質問及び一般質問は一問一答方式を基本とする、基本とするってことは今の方法は両方認めているわけですね。

委員長 そうです。選択できますから、答弁一括でも。

塩原政治委員 それをそのまま生かすということ。

委員長 ええ、きょう午前中の事務局との打ち合わせで、今、10条の2項の(2)ですが、一問一答方式を

基本とするというのは、について、午前中ちょっと事務局とも打ち合わせしまして、現在一括質問一括答弁を、議員によっては一応取ることができますので、あえて一問一答方式を基本とするという言い方で現状の運用もできるような、そういう状況にしました。以上です。

丸山寿子委員 あと口をはさんであれかもしれませんが、一問一答方式というのが、最初から一問一答方式でやっているのが一問一答方式だというふうに言っていて、うちみたいなやり方は部分的な一問一答方式だということを指摘もちょっとされたことがあるんですけども、ここに基本とするとあれば、うちもそれでいいかなと感じがします。

委員長 基本とするという、事務局から知恵をいただきまして、このようにしました。

丸山寿子委員 講演会というか、ちょっと勉強会に行ったら、全部最初から一問一答じゃないとそれは一問一答ではないという講師もいたんです。でもうちは一括で一回はやって、あと再質問で。

鈴木明子委員 でも傍聴者から見ればずっと流れがわかっていくから、一問一答をやったほうがいいと思う。

丸山寿子委員 まあ確かに。

古厩圭吾委員 これでいいと思うよ。一問一答でやるより。

丸山寿子委員 ここには基本とすると書いてある。

鈴木明子委員 と私は思います。

委員長 まず、10条の2項の(2)はこのような文面でいいですかね。基本という言葉で運用を解釈を広げると、それから(1)の今議長から指摘があったので、市長等の本会議または委員会への出席は、議長の要請によるものとする、だけでいいじゃないかという話ですが、それでよろしいですかね。いいですか。

ほかに、4章に関して何かございますか。特に4ページ、文書の質問等、反問権についてはだいぶもう議論をいただきましたが、(3)の文書質問についてはちょっと御見解をもしいただければ。私もちょっと載っけていいかわからなかったの、とりあえず載っけて意見を聞こうと思ひまして。はい、どうぞ。

小野光明委員 その文書質問と第11条の案件というのは何か関係してくるんですか。

委員長 11条とは特に関係はないんですが、逆に何か関係しているとかありますか。

小野光明委員 そのまあ、これは文書質問という、明らかにするように求めるものとするというのは、どういう場で想定しているのか、議会を。

鈴木明子委員 提案する時にそういうことを網羅した提案の仕方をしなさいよということなんじゃないですか。

委員長 今、鈴木委員が。理解のとおりです。

小野光明委員 これは議会内においてということですね。

委員長 11条は、議会は市長が提案する、議案ですね、一般的な定例会における。市長が提出する議案を指しています。重要な政策について議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対して次の事項について明らかにするよう求めるものとする、ということで、意外とこの7点、よく見ると書いてなかったりとか、よく言えば(4)の総合計画にないようなものが出てきたりということがあるので、やはりここにきちんと市長は意識して議案を提出しなさいよということ、あらかじめ条文に定めてより具体的な議会審議をすることを目的とすると。

鈴木明子委員 総合計画には載せてないけど、どうしてもこういうことでやりたいんですとか、ってことだよ
ね。

小野光明委員 一方で文書質問のほうは、どういうことを想定してらっしゃるのでしょうか。わからないので
すが。

委員長 文書質問に関しては、国会の質問集書、いわゆる、つまり行政一般にかかわることに関して議員がた
だしたいと、もしくは必要であるということに関して文章で回答を求められることができるということを条文化して
あるんですが、ちょっと私も明確に答えられませんが、国会の質問集書というイメージでいいかと思いますが。

小野光明委員 具体的に必要性のところはちょっとよくわからないんですけど。

委員長 あ、この制度自体が。

小野光明委員 いわゆる文書で求めるということはそれなりの意味があると思うんですが、塩尻市レベルぐら
いになると、そこまで必要なのかなという部分があるのと、目的が今一つちょっとわからないなということなん
ですが。

委員長 開会中。

小野光明委員 逆に言えば閉会中の委員会なり審査がある中で、文書質問して回答を受けて、こういう回答を
得たと。ちょっと飲み込めない部分があるんですけど。

委員長 どうでしょう、ちょっとほかの皆さんからも御意見いただいて、あまりこれはという判断だったら削
ってもいいんですが。あればあったでいいのかなとも思うのですが。

古厩圭吾委員 まあ、議員の立場としてはこういうことを設けて、相手に対応さえしてくれるならこんないい
ことはねえわ、それは正直言ってね。ただ執行機関は結構疲れるわ。だで、これをあれするなら様式や何かは別
に定めるってということにして、様式をつくってやらないとうんと大変になっちゃうと思うよ。何十ページも出せ
なんて言われりゃ困っちゃうということも配慮してやって、どうかなとは思。例えば3カ月議会がない間にど
うなるかということがあり得るとしたらね、これをつくっておいたほうが。回答を求められることができると、うん、
できるでいいね。まあできるくらい。

委員長 様式とあと回数も私は限ったほうがいいのかと思います。乱発していくことは。

古厩圭吾委員 そういうことは別に定めるみたいな形でね、つくらないと。これは初めてやる感じだもんで、
今の御質問のとおりだと思うだよ。それと相手方の対応がどうかというのに対するそれは、かなりそれは重い雰
囲気は出ると思うけど。

委員長 申しわけない、提案しておいて必要性までうまく答えられないのですが。ほかにどうですか。私の思
いとしては、これをとりあえず全協に持って行って、ほかの議員の皆さんの意見を聞いてから、いる、いら
ないを決めてもいいのかなと思ってたんで。最初からないと提案もできないものですから。というところ
でよろしいですかね。ちょっとまた様式を別に定めるという条項はここに加えて、行政側の言い分もあると思
いますので多分、この辺はものすごく。

古厩圭吾委員 それはあると思うよ。

委員長 仕事が冗談じゃないという話もあるだろうし。

鈴木明子委員 でも議会の側とすれば要求しておくのはいいことだと思いますけど。国会なんかの質問集書

というのはむしろ日常的なことであって、委員会とかで質問するのは緊急的なものだというんだよね。だから日常は質問集書で出して行って、国会議員は毎日活動しているということが前提のようなもので。私たちも3カ月に一ぺん議会に行くだけでいいのかというふうに思われたいめには、いつでもやろうと思えばという。

塩原政治委員 ここは何これ、2つ出してあるけど、そのどっちかに選択するということ。

委員長 こういう、もしするとしたら、パターンだよというのをお見せしたほうがいいなと思って。

塩原政治委員 そしたら5番の上のほうの反問ということが出来るわけではないと思うんですけど。

委員長 はい、わかりました。

塩原政治委員 それとその下の(1)は趣旨確認の範囲内で逆質問することができると書いてあるけど、逆質問じゃなくてこれは質問じゃないんですか。確認するための質問。

鈴木明子委員 逆は入れなくていいね。

委員長 そうかそうか。失礼しました。

ほかにありますか。反問権、このまま行って全協で意見を聞いてからまた、する、しないを決めればなと思っていますが。

中原輝明委員 これは出るぞ、意見が。

委員長 出ることがいいと思って、あえて2つ入れました。

鈴木明子委員 済みません、議長が最初に言われた、反問、何がいらんって言ったんですか。

塩原政治委員 上の、要するに反問権は、やると、基本的には議会の質問なんかの場合には、質問にならないことがあり得る、というのは違う方向に流れていっちゃう。だから反問権はないほうが当たり前だと自分は思っているわけです。

鈴木明子委員 わかりました。

委員長 それとちょっとこの(4)ですが、議員が行政側の審議会とか会議にいわゆる派遣ですね、今かなり、30審議会ぐらいありますか、そうは言っても、だいぶ減らしたようですが。もしくは振興公社の理事等、なってますか、なってないか、なってますよね。充て職で入ってるんですが、基本的に上位法は議会が監査委員ですね、監査委員以外は基本的には派遣する必要はないので、そういう形でやっていくということです。県内では飯田市がそれはやっています。

中原輝明委員 これは議会から前から出てるじゃんか、ずっと。

委員長 これはまた抜けて全協で意見を聞いてお話をしたいと思います。じゃあ4章については全部やりました。下の11条までいいのかな。11条と、12条、13条。

中原輝明委員 5章あたりに行かなきゃ間に合わねえぞ。

委員長 行きますか。じゃあ13条についてもいいですかね。

古厩圭吾委員 ちょっと、13条の総合計画云々ってのをさ、議会にどうしても出さなきゃいけないものってやつをだーっと書いてさ、その中にこれも入れちゃえばいいじゃん。そういう方法ってのはねえ。どっかにあるとしたらそこに入れちゃえばいいじゃん。独立させなんでさ、これだけをせ。要するに議会へどうでも諮らなきゃいけないことってのがあんなら。

委員長 ああ、議会が予算、人事。

古厩圭吾委員 それをだーっと書いてさ、そん中にこれも入れとくだ。そうすりゃあ、これだけわざわざ出すよりもさ、自然じゃんかい。その議会が本来やる部分。議会に諮らなきゃ、事はできないよってということの中にこれも入れちゃや。

委員長 そうすると、ちょうどきょうのこの1枚目のここですね、自治法に書いてあります。

古厩圭吾委員 そういような中で条例としておらほうが決めなきゃいけないことであるとしたら、そん中にこれを入れて、法以外に、この部分とこの部分は議会に諮らなきゃいけないよというよな書き方をしたらどうか。

委員長 法以外にですか。

古厩圭吾委員 いやいや、あったらっていう意味だけんどもさ。要するに諮らなければできないということを決めないと、有効じゃねえっていうことわけでしょ、これは。

委員長 そうです。

古厩圭吾委員 そういことずら。だで、うちの議会ではこれをは諮らなければいけねえってやつをさ、法にあるうがなかるうが、ねえことを決めろっていう部分だよ、これは。

委員長 明確にしておくという意味で入れたほうがいいと。

古厩圭吾委員 議会にどうでもこれは、これは予算だとか何だとかいうのと一緒にして、ずうっと書きちゃってそこに入れちゃうだ。そうすりゃ、えらい表だてないでこれをやっていける。

委員長 はい、今、古厩委員から自治法も含めて議決に付すべきものは全部載つけたほうほうがいいといった御意見ですが。

古厩圭吾委員 困るほどたんあるわけじゃねえずら。

鈴木明子委員 たんとというか、ここに載っている1から。

委員長 15ですね。

鈴木明子委員 ページ数で言えば結構書いてある。

委員長 ここに載っていますね、1枚目から2枚目にかけて。

古厩圭吾委員 じゃあ、ここで決まっているもののほか、これとこれは議会に諮らなきゃいけないよというよな書き方をすりゃあいい。ここはもう決まりだでね、うんとたんあるなら。

委員長 それで、ここになぜ別に定めるとしたかと言うと、条例に書いてしまっ、今の現状で書いてしまっ、今度条例を改正しないと変えられないってことがいろいろあると思うので、別に定めるといやり方をしたんですが、要するに臨機応変にこいう計画が出てきたら、議運なりで議決事項にしましよってことが規則としてできるけど、条例に書いてしまっ、条例を改正する手続きがいるので、ちょっとそこは運用しやすくするために、総合計画以外は別に定めるといことを。あ、これは別に定めると載ってない。ああ、そうですね、別に定めるとい言い方で。

古厩圭吾委員 そこで載せるでも別に条項を設けて、まあどっちでもいいやね。

委員長 いずれにしる載っけていくこと、やっていくことに関してはいいですかね。いいですか、じゃあ次に進みますかね。

じゃあ、5章。自由討議と政策提案というところで、議論ということをちょっとほかの条例と違って少し強調

させていただきました。第14条は、議会は、議会審議においては、議員同士の自由な議論の機会を確保しなければならない。若干前段で議会活動の原則等にもあった繰り返しの部分もありますが、もう一度定義ということで、2項では議論を通じた情報の公開や論点の整理をおこない、市民に対して議決結果だけではなく、できるだけ議論の過程を明らかにするよう努力をする、ということです。それから第15条で、ちょっとこれは真新しいというか、なんですが、じゃあその議論をする場というのをどうしていこうかということで、議会は全議員が政策について普段から話し合う場を設置し、市政の課題や財政などを含め、議員間の情報の共有と自由な議論を通じて、議会が主体的な提案をおこなう機会をふやすために設置すると。政策委員会を設置と書いているからいいですね。これは委員会の中で中原委員からも御意見をいただきましたが、市長が提案する前に議員同士それぞれ普段から情報の共有や議論を行って、積極的に提案したり、課題に敏感になっていて議論をするべきだといった御意見を条例文化したものです。いかがでしょうか。

古厩圭吾委員 14条の2項のね、できるだけというような文言というのは、ちょっと条例としてはどうか。

委員長 はい。できるだけは削除したほうがいいですね。はい。わかりました。

古厩圭吾委員 なんかできそうもねえ感じ。

丸山寿子委員 努力と書いておけば。

古厩圭吾委員 それならそれとしてさ、努力するってあるだね。

丸山寿子委員 ありますね。

古厩圭吾委員 努力するって言葉だって、完全にやるってとられちゃいけない。

丸山寿子委員 頑張ってみるとのこと。

古厩圭吾委員 結果がないと努力にならねえという。

委員長 はい、ほかにありますか。政策委員会と名をつけたものの、具体的にどういうことをするかと言われた時には若干詰まってしまうのですが。議長は以前、全協でそういった場を設けてはという話がありましたが、もし御意見があれば。

塩原政治委員 いやない。ないですというより、一回もうやっているんだけど、青柳充茂議員と永井議員かな、二人の提案で、理事者を抜いた全協。だからそれがその場になるかなと。そうじゃないと理事者が入ると何となくいるんな、事前審査だどうのこうのというあれが出てくるから、そういうものははずしていくという形でやる分にはやっぱしそれがないと、いろんな議論もできていけないと思う。必要だと思います。

委員長 ありがとうございます。じゃあよろしいですかね、5章に関して。

では次、6章に行きたいと思います。6章は議会・議会事務局の体制整備。監視機能の強化。第16条、議会は定例的に、行政側の予算執行について報告を受け、常に監視を行っていかなければならない。ここでは決算委員会の話を、ちょっと条文の中ではうたわずに運用で対応できるかというところで、次の解説にも書いてありますが、これは議長の提案いただいている定例的に年4回決算委員会を設けて、予算のほうに生かすと。

塩原政治委員 4回って限定はしていません。

委員長 済みません、ちょっとじゃあまたこの点、あとでまた議長に補足説明をいただくということで、ちょっと先に進めます。それから公聴会の開催、参考人の招致及び専門的知見の活用というところで、17条、議会は、必要に応じて、公聴会の開催や参考人の招致を積極的に行うよう努めること。2項、議会は、地方自治法第

100条の2に基づき、必要に応じて専門的事項の調査を学識経験者等にさせることができる。若干、済みません、きょう資料を用意したこちらのほう見ていただいて、大変申しわけないんですが、こちらのほうの資料の3ですね。地方自治法の中の議会の項目の中の5節、委員会109条ですね。この中で。

丸山寿子委員 3ページじゃなくて。

委員長 3ページです。3ページの5節、委員会の中の、私のほうで二重丸1つ目と2つ目。薄くなっているところもありますが、これの5項ですね、5項のほうが、素案だと2項のほうになります。あ、違います、失礼しました。6項ですね。地方自治法の6項がいわゆる地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。またそれと同様に上の5項は学識経験者を。3ページに。このページが下に打ってありますけど、ちっちゃいですけど右下に、字で。右下に。右の端に字で。ボールペンで。数字で。

中野長勲委員 ああこれかい。ああ、これでいいだ。

塩原政治委員 資料3ってのはない。

委員長 資料2 - 1の3ページです。失礼しました。の109条の左側の下から の2つ目、6ですね、常任委員会は当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる、といった部分、これを指しています。それからですね、素案の2項、先ほどありましたが、大きなほうに戻っていただいて、地方自治法100条の2に基づき、必要に応じて専門的事項の調査を学識経験者等にさせることができる。これは議会から大学の先生とかにこういうことについて調査してくれということをお願いして、その調査を受けてまた審議をするといったことで、それはもう1枚めくっていただいた4ページの左上。第100条の2で、普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者を有する者等にさせることができる、ということをやっておりますので、これを基本条例の中に入れたというところであります。

先、急ぎます。次、議会事務局の体制整備、18条。ここには基本的に、議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる政策情報の提供につとめるとともに、調査機能および法務機能の強化の充実、組織体制の整備を図るよう努めること。で2項ですね、ちょっとこれチャレンジしてみたと言うと変なのですが、市長は議会事務局の充実に努めなければならない。3項で市長は、議会事務局の職員異動、増減に関しては、議長と協議を経て決定をすること、というちょっと多分前代にない、ほかの条例ではないようないかたをしてみました、また御意見をいただきたいと思います。

それから次へ進みます。議員研修の充実強化。第19条、議会は、議員の資質向上と議会全体の監視機能と政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。2項、議会は学識経験等を有する者および市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする、というところ。ちょっと早足になりましたが6章について御意見をまたいただければと思います。ちょっとじゃあ、決算委員会、もういいですかね皆さん、議長のほうからはイメージいただけるかと思います。ちょっと条文のほうでは決算委員会というものは、名称は入れずに運用で対応するような条文にしてみました。ぜひ議会事務局の充実のところは、御意見あれば、市長が充実に努めなければならないということで、義務規程にしてみました。いかがでしょうか。

丸山寿子委員 市長はという言い出しでいいんですかね。市長に求めるというような、求めてもだめか。実施

しないか。

委員長 求めてもなかなか。

丸山寿子委員 確かにね。努力で終わっちゃう。

塩原政治委員 市長は議会事務局の職員の異動増減に関しては云々とあるけど、これは当然のことだと思うんだけど、ついでに予算についてもちょこっと入れたらどう。

委員長 予算については私、当初入れようと思ったんですが、予算の編成権というのは市長のものだという解釈もありまして、ちょっとそこでひっかかって、ちょっと積極的には入れられませんでした。皆さんの御意見であればぜひ入れたい。予算というか議会の予算に関してはという言い方ですね。

塩原政治委員 そういうことならば、じゃあ事務局の職員異動増減だって、基本的には議長じゃなくて市長が持ってるね、そういうふうに言えば。別に議長が間に入って決めるわけじゃないんです。協議をするわけだから、いいんじゃないかなと思うんだけど、どうですか。

鈴木明子委員 そうだね。ほかの部局で見たって、ヒヤリングやっているいろいろそれこそ査定していくわけだもんで、議会については議長とやってもらうのは当然じゃない。

塩原政治委員 当然事務局が入るけどね。

中原輝明委員 事務局が入ってやっているずら、それは。

塩原政治委員 事務局はやっているけど。

中原輝明委員 議長のほうだがさ、出たり入ったりする前に相談はねえか。

塩原政治委員 ほとんどないね。

中野長勲委員 議長はやってるじゃないか。

中原輝明委員 そうさ、それはやらなきゃおかしいぞ。

議会事務局長 3項はいらんないじゃないですか、これは。3項はここへ書く必要はなくて、その上の充実だけで十分。

中原輝明委員 それよりも逆に、議長は市長に職員云々とやったほうが早いわ、議会事務局は。市長が、じゃない、議長は市長に。これが本来だし。市長が決めるじゃないぞ、議会の中での人事にしても何にしても。議長がしっかりしなきゃいけない。

議会事務局長 ただ基本条例の中で、議長が任命権者になっているんだけど、それは新たに入れるってことになるよ、選挙管理委員会でも何でも、ほかのやつもみんなすべてそういう形になっていっちゃうものですから、それはここに入れなくても体制整備の中では十分、上の1項2項でまかなえると思います。

中原輝明委員 いや、まかなえねえで入れるじゃん。

委員長 局長からは十分だというお話ありましたが、皆さんはどうでしょうか。

古厩圭吾委員 まあ言うなら形骸化はしてるね、そうは言ってもね。それは議会事務局の人事だって、建前はそれは議長が任命している形になってる。

議会事務局長 そういことです。

古厩圭吾委員 ただし、現実はその言ったって、市長部局としっかり打ち合わせなきゃさ、そんな急にあの人の人なんてわけには、そりゃあ簡単なわけにはいかないわ。ただし、ここへうたうと角が立つって言えば立

つかもしれないね。

委員長 ほかにどうですか。そうは言ってもね、母屋の話ですから。

中原輝明委員 ちょっといい。だで、議長の悪口を言うでも何でもねえけど、議長はやっぱり理事者と話しあう中では人事はできるよ。それだけの権限を持っているだ。そうじゃないと今度は市長の言うことは聞かないでもいいだ。簡単に聞くでいけねえだよ。たまには聞かぬえくらいの強いものを出してもいい。議長だで。1対1だでな。

鈴木明子委員 でも、どんどんこっちが言って行く分には、行けばいい。

中原輝明委員 いや、話の中ではできるもんで、それは。こういうやつをやりたいが、あちはどうだかという。やっぱり議長の好きなやつを持ってきて効率よく使わなきゃさ、事務は。来たって動かぬえような者はどうしたって。

委員長 もし条文にこの3項ですね、する場合はなぜするかという理由は1つ。議長っていうのはやっぱり、かわっていくと。かわっていくと市長との対応ってのは変わっていくと思うんです。やっぱり書いてあった場合は、やらざるを得ないし、やっていく義務もあるし、そういう部分ではあえて条文にする条例にするっていうのは、まさにここに理由とか目的があるのかなというところを御理解いただいて、もうちょっと御意見をいただきたい。

丸山寿子委員 これ市長がというところ、議長と主語を入れかえて。

委員長 それは入れかえて。

中原輝明委員 それは議長が引き継ぎの中で、ちゃんとそれを成し遂げりゃあいいんだよね。

委員長 ああそうですね、理想はそうですね。

中原輝明委員 それが理想だわ。

委員長 どうですか、議長経験者の皆さんいらっしゃいますが、こんなものいらないと言えばそれまでだし。あったほうが次の後輩とかのためにはいいということであれば、入れたほうがいいかなと、一応提案だけはしました。

塩原政治委員 あんまり言えないんですけど、このことについては副市長のほうから事前に相談があって、協議をさせていただいています。それは現在、前議長さんの時にもね、そういうことはずっと引き継いでいるから、あえてなくてもいいんじゃないかなという気もするんだけど。

中原輝明委員 おれがやったときは、二役じゃなくて三役でやったな。よこすってやつが気に入らないやつをよこすもんだで、それでやった。事務局に役に立たないのが来たってどうにもならぬえ。いやこれは本当の話だぞ。いまの人は役に立ってるとおれは思うけどさ。

鈴木明子委員 人数が少ない分だけ、本当に精鋭で頑張ってもらうしかないもんで、今のところ。

委員長 ちょっとどうしてこういうのを書いたかという、もう一つの理由は、私が当選してくる前はもう1名正規の職員が多かったと、もう1個、なんで正規の職員がいいかと言われたら、もう引退した議員の先輩から、議会の中の秘密は、やっぱり職員のほうがそうは言っても漏れないから、あまり囁託とかああいう人が入ってくるとだんだん漏れちゃうみたいな話も受けたりして、増減に関してはやはりきちんと話し合いのこういう条文があってもいいかなということですが。どうもなくてもよさそうですね。いいですかね。3項に関しては。

中原輝明委員 今いろいろ出たことを議長が参考にして次の人へ引き継ぐときに、きちんと引き継いでいただく、こういうことさ。

委員長 小野委員、いいですか。

小野光明委員 いいです。

中野長勲委員 十分市長側はわかっていると思うだよ。市長側にしても、やはり人事の関係はどうしてもここで引き取ってもらわなきゃいけないというような場合があるかもしれない。

中原輝明委員 それだでいけないと言ってるだ。

中野長勲委員 そういうこともあるもんで、おれはこの3番はいらないと思う。充実だけでいいと思う。それはもう暗黙のうちにわかっている。

委員長 わかりました。では3番は削除したいと思います。いいですかね、じゃあ6章については、決算委員会の監視機能の強化、まあこれは決算委員会とうたっていませんが、こういう文言で6ページの16条、こんな形で進みたいと思います。

7章のほうに移ります。委員会についてですが、特にここは説明は、20条、委員会は委員会の審議の内容を積極的に市民に公開し、傍聴できない市民に対しても情報技術を十分活用し、審議の内容が伝わるよう努力しなければならないとありますが、これは先ほども申し上げましたが、委員会審議のインターネットとかでの配信といったものを念頭に条文化しました。あとはですね、3項はちょっと私の考えですが、委員会は、所管委員会に係る災害や事件事故等が発生した場合、速やかに現場等での調査を行い、必要に応じて市長等からの説明を受け、議会としての対応を協議すること、という形で、これは今回の重油事故とか、ああいうことがあった時に早めに対応しなさいよということを申し上げました。委員会に関しては、あともう1個、ちょっと順番がありましたが、2項で、委員会は政策提案を目的として、所管委員会に係る市政の課題に対して、常に問題意識を持ち、学識経験者を招き研修を行うとともに、研究活動を推進する、ということで、議会改革が進んだ議会等では、委員会ごとテーマを決めて、その1年間研究して、もしくは委員会として条例提案をしたりと、委員同士で研究をしたりというところを目的としてこの条文を提案いたしました。委員会については以上です。何かございますか。

古厩圭吾委員 いいんじゃない。

委員長 いいですかね。

鈴木明子委員 さっきの7章の20条3項、これは、現場等での調査を行い云々と続いているんですけど、速やかに説明を受けて現場等での調査を行ってやっていくという、いつもやっていることを順序のようにしたほうがいいかなと。

委員長 わかりました。説明を受けて、必要に応じて現場調査等を行う、ですかね。

それでは8章に移りたいと思います。これは推進組織ということですが、先に条文を読ませていただいてちょっと説明をしたいと思います。第21条、議会は、本条例の目的を達成するため、条例の具体的な運用に関して推進組織を設置することができる、ということで、恐らく条例を制定した後、議会報告会なり、もしくはそういった議員同士の議論なりということ等、議会改革を進める中で、そういうものを推進していく、チェックしていく組織といったものを念頭に置いております。ちょっとじゃあ、詳しくは副委員長から松本市の部会等のことについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

副委員長 松本市では、条例施策推進組織というのを設置しています。ファイルの中、お持ちの方はもしかしたら松本市のありますが、39にふえたのかな、今で41人か、の議員が、政策部会、広報部会、交流部会いずれかの一つに必ず所属をしているというところですよ。政策部会では政策提案、議会運営、議会の機能強化についてこれを研究検討している組織。広報部会は、情報発信と議会報告会の企画ですね。それから交流部会が市民交流と議会交流、交流委員会でやっているようなこと。それを統括する進行管理部会というのがあって、正副議長および各会派一人で議会基本条例に基づく具体的施策の進行管理ということで、いずれにしても全員が推進にかかわっていくというのが特徴ですね。以上ですね。

委員長 ということろをまねしながら、ちょっと今までにない組織なのでイメージしにくいかと思いますが、副委員長から説明があったとおりのような組織です。ちょっとイメージがつかないから、いいですか、ちゃんとできないですが。じゃあ、あと残り9から最後まで、9章から全部やってしまいたいと思いますけど。

9章は会派ですが、もうこれはここに書いてあるとおりです。それから会派については詳しいこと、会派の人数、いわゆる会派というものは何人でとかという部分については別に定めるということで。

それから10章の政務調査費についても、条例がございましてそれによって定める。

その他、11章のところ、2点、最高規範性というところ、これはまあいわゆる議会基本条例を議会の憲法というふうに位置づける意味で、条例の書いてあるとおり、この条例に反するものは条例規則等で制定してはならないといったことを条文化している。

それから次の見直しの手続きというのは、いわゆる任期、4年間の議員の任期がありますので、一般選挙を経た任期の開始後、速やかに議会が社会的に対応できているか、もしくは条例が時代にあっているかどうか、そういった部分を含めて見直しの手続きを行うと。それから最後のほうに議長というのが出てくるのは、順番がやや違和感があるんですが、第27条、正副議長選の選挙のことで、目指そうとするものは選挙による投票の前に本会議場にて所信表明をしなければならない。2項で議長は中立公正な立場で、民主的な議会運営を行うため、会派の離脱をしなければならない。以上です。何かございますか。少しお話をさせていただきたいのは、会派についての話。

中原輝明委員 これは国会もそうだな。そうだが、同じところに行って話はしている。

鈴木明子委員 質問。見直し手続きってというのは、ここに書いてあるって意味でとればいいんかい。

委員長 こういう書き方をしてあるというだけなんです。

鈴木明子委員 議会基本条例も、今までの議論の中でも出てきてるんですけど、発展途上のつくるところもあるんで、必要に応じてというか、当初の目的というか、要するに市民に開かれた議会をより充実させていく、議会活動を充実させていくっていう観点から、必要なことがあれば取り入れて充実させる必要も生まれてくるわけで、常にそういう議会改革っていう意味で、新たにこういうことを盛り込んでいくべきじゃないかという研究をしていったりとか、そういうようなことをやっていて、これはまあ改選があった時の見直しチェックということなんだと思うけど、日常的にそういうことが研究されているというようなことが、どっかに盛られていたりとか。

委員長 はい、載っている条例もございまして、あえて載せなかったんですが。

鈴木明子委員 ここには、この素案には載せていない。

委員長 載せてないです、はい。なので。

副委員長 それは推進組織のことを指すと思うんですね。

鈴木明子委員 何かそういうのを形とか条文にしといたほうが。

委員長 鈴木委員のおっしゃったのは、ちょっと理念的なところですよ。理念としてそういうのを改善。

鈴木明子委員 最初のところでもいいし、一番最初のところでもいいし、どっかにそういうものがあるって、こういうことがあると、必要に応じて強化、充実はされていくんだということがあっての最高法規であるというふうにならないと。

委員長 どうでしょう。前文のほうがいいですかね、もしうたうなら。それともどっか章を起こしたほうが。

鈴木明子委員 みつくるって。全協に出す資料として入れてみたりして。

委員長 少しどこかへ、今の話を加えて条文をしていきたいと思いますが。

古厩圭吾委員 ここでちょっといい。今のこの基本条例が制定したにしても、そうは言ったってこの条例自体も今言ったようにある種の見直しはしていかなきゃいけないと思うだよね。そういう段階で今つくられているときに、例えば憲法と同一視をしたような姿勢でこれにのぞむというのは、例えばその11章の第24条かな、この条令に反する議会の条例、規則等を制定してはならないって言い切っているけども、規則を制定してはならないのはわかるけど、ただし条例の範疇では例えば何かが出てくる可能性は全くなしとは言えねえと思うだよね。これを超える部分は、改善のほうに向かってだよ、あり得るかもしれねえだよ、これ。これ全部言い尽くしてるかといやあ、わかんねえかもしれんだ。そういうことまで考えると、条例までうたっちゃってると、条例を制定してはならないって言っちゃってもいいのかなっていう。これは規則くらいのところでとどめときゃあ、趣旨としては、要するにこれが最高の議会としては条例だよという位置づけが、ある面で皆さんの共通認識としてできれば、あんまりこれ絶対に金科玉条で、絶対につくっちゃいけないものだと言い切っちゃうのもいかなものかなって感じはしちゃうが、どうです。

委員長 はい、といった御意見ですが、ほかにこれについて。

中野長勲委員 第8章の推進組織ってのをさっき言われたんだけど、推進組織というのをここでうたうのもいいけれど、やっぱり基本条例を制定して、見直してことは必ずあると思うわけ。やってみてね。その中でね、この推進組織というものを、後退するのではなくて推進ってことは前に進むってことだけど、やっぱり見直しながらこの推進組織、言葉がこれでいいのかわからんけれど、ここで書かなくてもいいような気がするけど。要するにどっかにあったね、見直してのが、11章の中でね。そんな気がするけど。あえて推進組織ってものをつくらなくて。

鈴木明子委員 推進っていうのは、何が一番より良いものかっていうことを研究検討するようなことをして、常に見直し、前進を図っていくといようなことがさっきのやつと、みつくるってっていうのはそこなんですけど、そこら辺に盛り込んでもらえば。

委員長 選挙の後とかに限らないで、常に見直し、修正、改善を行っていくという。

鈴木明子委員 だから議会改革研究委員会みたいなやつが、それは常時今までも行われてた、みたいなことが、同時進行、こういうものができたからっていつてなくなっちゃうわけじゃなくてやるってことだと思っただけ、前提としては、そういうようなことをここに。

委員長 お聞きしたいのは4年に1回選挙を経た後っていうことを、ここではうたい方をしていますが、今お聞きしているとそうじゃなくてもいいじゃないかということですが、どうですかね。どうでも4年に1回見直せみたいなことを言わずに、常に見直していくというのでいいと思いますけど。

中野長勲委員 それは必要だと思うね。

副委員長 中野さん、あれでしたっけ、松本のステップアップ委員会はまだ続いてたんだっけ。

議事調査係長 ステップアップ委員会は。

副委員長 推進組織に変わったっていうことですよ。

議事調査係長 変わっているというか、ステップアップはもう停止して、今は推進会議で条例のところを。

委員長 よろしいですか。見直しに関しては、常にというところを視点に少し文章、手を入れさせていただいて、23日までには。

あと1点、議長のところの第27条の2項で、議長の会派離脱についてちょっとたっているんですが、これだけは皆さんに御意見をいただいてから今日は閉めたいと思いますが、どうお考えでしょうか。わざわざうたわなくても、現在は離脱してないってことですよ。

古厩圭吾委員 今までにそういうことを一般の議員の皆さんが感じるような、そういう流れが現実としてあるのかなっていうんで、おれもたまたま議長をやらせてもらっているもんであれだけでも、そういう意識をほとんどした記憶がねえだよ。例えばどっかの会派のためにだとか、例えばおれんちの会派のためにみたいな気持ちはねえんだけど、ただ一般的にそういう受け止めがあったとすれば、それはこういうことが必要になるだろうけれども、その辺でいかがかと思うが。逆に言うと、ある面では会派に属してたほうが、一般議員のある面の生の声は聞ける機会がより多いんじゃないかかって気はするだよ。どっかの会派のところに行くわけにいかねえよ、議長はね。例えば常時いるわけにいかんじゃん、こういうことを言っちゃうと。そうすると、会派室に行つて、どっかの会派室に行つて、均等に行かなきゃいけないとなる。そんな悩ましい難しい質問は大変だろうと思うので、議長室でちゃんとしてなきゃいけないなんていえばかわいそうだよ。

中野長勲委員 これはどういうところから意見が出てますか。原点は。

丸山寿子委員 どういうふうにしてとかありますか。

委員長 だれって言っちゃいけません、市政同志会さんが。

中野長勲委員 確かそういう話が出たけど、これがここまで続くってというのは、まあやはり会派を離脱をしたけれど、その時にね、議長はじゃあどこにいるかっていう後の問題を考えた時にね、今古厩委員が言われたような問題が起きたってわけだ。

中原輝明委員 いるとすりゃあ議長室にいりゃあいいじゃん。

古厩圭吾委員 生の声を感じられるかって言えば何も感じられなくなっちゃう。

中原輝明委員 だでね、今おれ言うけど、行く部屋がないってことは議長室がある。もっと言っちゃ悪いけど、この前も言ったがおれが議長の時それは毎日来た。朝来て聞いて、必ず何かあるだよ。なきゃ帰った。ほだで、呼ばれたで来るなんてもんじゃないで、来れば必ず何かある。それで文句も言いたいこともあるし。ほだで、今の事務局もそうだが議長ともっと腹を割って話を、してるかどうか、それは知らねえが。それをお互いにして前進をしなけりゃまずいと思うな。来て当たり前だ。今日は何時から何時で終わりじゃなくて、雑談の中にもこ

うだあだという話があると思うだよ。教育委員会でもこんな話を聞いてるとかさ。例えば油の話だったって、手遅れだぞ、そんなこと言っちゃいけないが。ただあんなもの流してよこしただけで。取るに足りねえような字でさ。中身なんて実態がわからねえ。全くあんなことは全然だめだぞ。ファックスなんて使うなんてことは、何のために入れたかって、議員全部で入れさせただ一時。全部入ってるはずだ。文章もそれで流すために、いくらでも提言できるって言うが、それも全然ねえじゃん、今。全くもう一回見直さなきゃいけないことだ。基本を忘れてる。全部入れたで、強制的に。そして文章をあそこでファックスで流して、それで通用させる。これは本当の話だで、やい。

それからちょっといい。議長の離脱の問題はさ、意識としては出たかもしれねえが、もしこれで不要だとすりゃあ不要でもいいが、いる場所がねえってことはねえだ、あるだ。ただね、その場合に議長の会話で、今そっちから出た、全部歩かなきゃいけないってそういうことも出てくると思うもんで、あえて載せなんでもいいとは思う。そういう意識は必要だがな。

事務局長 あえて議長だけここへ入れるのがね、いいかどうかという、正副議長って書いてある、目指そうとするってまあ、この言葉遣いもちょっと疑問のところもあるのだけど、あえてここに議長だけ入れる。そうすると委員長はどうだとかいろいろ出てきちゃうもんで、そこまで細かくどうなんだろうなってちょっと思うんだけど、ほかの基本条例を見てもあえてここまで細かくやってるっていうのは、そうはない。

委員長 そんなことはないですよ。細かくやってるところはやってます。

事務局長 細かいところはね。だけど本当に大まかな部分のところと、本当に細かいところまでつくってるところがあつて。

鈴木明子委員 公平公正な議会運営に努めるとかっていうような文言も前のほうにも入れてあるし、するもんで、そこら辺は。

委員長 あくまでも問題提起も含めてなので。きょうは、やっぱり聞いてみないと、僕も、こういうね、どっちかという中で意見があつて。国会だと基本的には会派を離脱しますから。

中原輝明委員 じゃあもとから出てるじゃん。

委員長 はい、ありがとうございます。23日までもう一度きちんと今度はできるものをおつくりしてお示したいと思いますが、ではもう一度確認で。

事務局次長 ちょっとよろしいですか。済みません、今、個々に、てにをはの関係がありますので、もしこれを見ていただいて、今の以外に直すところがあれば事務局に15日ごろまでにできたら連絡してもらって、20日ごろ皆さんのほうに再度お送りして見ておいてもらったら、23日の会議にもっていったらどうかというような気がするんですけども、ちょっと提案なんですけど、御検討いただければと思いますけれど。

委員長 という事務局からの提案ですが、きょうお渡ししたばかりですが、大変お見苦しい、日本語になってない部分もごさいますが、もう一度目を通していただいて、条文の部分、御意見等、また訂正等ありましたら、箇条書きで結構ですのでA4の紙に書いていただくなり印刷して事務局のほうに、15日でちょっと短いですが、もしくは今週いっぱいくらいでも。

事務局次長 20日の日くらいにやってもらわないと、21日くらいに着かないものですから。

委員長 じゃあ済みません、15日の夕方までに事務局へ提出していただいて、20日に御自宅のほうへ郵送

で届くようにしたいというふうに思います。

事務局次長 21日に。20日に発送したいと思いますので。

委員長 はい、わかりました。それではあと、23日は一応確認ですが、16時、午後4時から。

それでは議長、ごあいさつを。いいですか。

ごあいさつはないということですので、じゃあ、長時間にわたりありがとうございました。これで第7回基本条例特別委員会を終わります。ありがとうございました。

午後4時05分 閉会

平成22年7月12日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印